

裁 決 書

審査請求人 住 所 福島県田村市船引町船引

氏 名 鈴木 尚美

処 分 庁 住 所 福島県田村市船引町船引字馬場川原20番地

名 称 田村市

上記審査請求人が平成23年8月24日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成23年6月27日付けで審査請求人に対して行った介護給付費支給決定変更申請却下の処分は、これを取り消す。

理 由

1 審査請求人の主張

本件審査請求は、平成23年6月27日付けで処分庁が行った、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく介護給付費支給決定変更申請の却下処分(以下「本件処分」という。)を不服として、その取消を求めるものであり、審査請求人の主張要旨は、以下のとおりである。

審査請求人は、「平成23年3月11日の東日本大震災により避難生活を行ったことで、3月分の介護時間、32.5時間が不足してしまいました。」としている。避難した理由として、「自力で安全を確保することが出来ない私にとって、続く余震と放射能が噴出続けていることは、恐怖以外の何ものでもありませんでした。それに追い打ちをかけてガソリンの不足です。ガソリンスタンドに何百mの車列が連なり、ヘルパーが訪問できない状況に陥った」ためと主張している。

また、反論書において、「田村市は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス支給決定変更申請にかかる却下の処分基準(整理番号B生-福-社-23)(以下「処分基準」という。)において、3 処分基準の内容 障害福祉サービス支給決定変更申請の却下の中で、②心身の状態に大きな変更がない場合 ③住環境に大きな変更がない場合をあげています。未曾有の災害に直面した②私の心身の状態は汲み取られていないばかりか(審査請求書面にて主張済み)、③避難先の住環境(自宅アパートを住環境と見間違えている)を勘案していません」と主張している。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの方決を求むるといふものであり、その弁明の要旨は、以下のとおりである。

処分庁は、審査請求人からの介護給付費支給決定変更申請を受け、平成23年5月26日に審査請求人の自宅を訪問して調査を実施し勘案事項整理票を作成しており、審査請求人が避難した理由については、「大震災が発生したいへん怖かったということでありましたが、2か月以上経過しており当時に遡及して調査はできないので、訪問時には平静であり心身に変化は認められなかったので当時は一時的なものと推測することとなるが、推測を調査結果と記録できないので調査不能とせざるをえないものであった。また、避難先の住環境をとのことであるが、住居が住めなく避難しなければならないかどうかの客観的な判断が先決であり、住居は住める状態であったことは確認させていただいており、避難された理由には値しないこととあります。」と主張している。

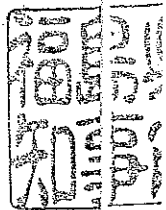
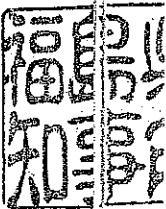
また、ガソリン不足やヘルパー訪問については、「田村市のガソリン不足対策は、警察、消防、医療及び福祉機関のサービスが滞らないよう船引町石油組合等に緊急非常時用として燃料の確保依頼をし、給油用ステッカーを配布し給油できるよう手配するなど、万全の態勢を図っていた」ことや、「事業所から審査請求人の自宅までは往復約3kmであり、また、市街に住まわれていることからヘルパーが訪問できない状況ではなかったものと思われまゝす。」としている。

変更申請の内容については、「田村市の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの支給量の変更にかかる審査基準及び標準処理期間について（整理番号A生-福-社25）により適正に処理し、処分をしており」さらに「あらゆる角度から審査し、なおかつ柔軟な対応をした結果が、却下との決定であります。」と主張している。

さらに、「現に審査請求人は4月4日に田村市に帰宅され、今までの住居で以前どおり、変わらぬ生活をされております。そのような状況からも避難されたことは、個人の自己責任による自主避難と解さざるを得ないものであり、平成23年3月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の事務連絡「3月11日発生した東北地方太平洋沖地震により被災した要援護障害者等への対応について」の通知を尊重し、避難所での日中のサービスは生活介護とし、避難所を居宅とみなしての重度訪問介護を受けられたことに最大限の配慮を図っており、さらに障害福祉サービス利用量が超過した分について公費を支出することは、市民に理解を得られないものであります。」と主張している。

3 当庁の判断

はじめに、本件審査請求は、審査請求人が平成23年4月28日付けで行った法第24条第1項の規定に基づく介護給付費支給決定変更申請に対し、処分庁が平成23年6月27日付けで法第24条第2項の規定に基づく本件処分の取消しを求めてなされたもので



あり、本件処分が法及び関係規程等に照らして適正であったかを審査するものである。

法第24条第1項は、「支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。」と規定し、申請に当たっては、障害者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第17条に基づき、心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由を記載することとされている。

また、法第24条第2項は、「市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。」と規定し、規則第12条に基づき、障害の種類や程度、その他の心身の状況、介護を行うものの状況、介護給付費等の受給状況、さらには利用に関する意向の具体的な内容、置かれている環境などを勘案することとされている。

さらに、法第24条第3項で準用する法第20条第2項では、処分庁は職員をして当該申請に係る障害者等に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境等を調査させるものとしている。

処分庁では、処分基準を定めているため、この基準により本件処分の正当性を検証する。

処分基準の3では、4項目の変更申請却下内容を定めているが、審査請求人及び処分庁の主張から今回の論点となるのは、「②心身の状態に大きな変更がない場合」及び「③住環境に大きな変更がない場合」の2項目である。

②心身の状態について、審査請求人は、自力で安全を確保することができず、余震と放射能が噴出続けていることは、恐怖以外の何ものでもないとしている。これに対し、処分庁は、訪問時には平穏であり心身に変化は認められなかったので当時は一時的なものとして推測することとなるが、推測を調査結果と記録できないので調査不能とせざるをえないとしている。

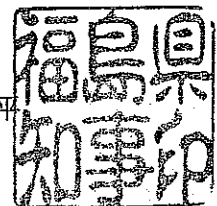
当庁としては、②心身の状態について、上記余震や放射能の噴出の他に、ガソリン不足等心身の状態に影響を与える事情を、関係人からの聞き取りや事業所サービス提供記録等により把握することは調査可能であることから、処分庁が調査不能としたことは適切ではないと判断する。

審査請求人が震災直後に自分だけ取り残されれば生活できないのではないかと強い不安があったかどうかなど、②心身の状態を精査することは、避難が真に必要なであったかどうかを判断する上で非常に重要な要素であり、ひいては避難先の住環境の調査の必要性を判断する上でも不可欠なものであったと考えられる。

よって、当庁は、本件審査請求に対して、福島県障害者介護給付費等不服審査会の答申を尊重して審理を行った結果、本件処分について、法及び基準に定められた心身の状態及びこれに基づく住環境の調査の必要性を精査しないまま処分を行った行為には大きな瑕疵があり、これらを調査した上で処分をするべきであったと認められることから、行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成23年12月27日

福島県知事 佐藤 雄平



上記裁決書の謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成23年12月27日

福島県知事 佐藤 雄平

